

宇都宮市立雀宮中央小学校いじめ防止基本方針

(令和5年度3月31日 改訂)

はじめに

本校では、「いじめはどの児童にも起こりうる」、「いじめは決して許されない行為である」との認識の下、いじめの根絶を目指して、いじめの未然防止の取組の充実と早期発見・早期対応の徹底に努めてきた。

この度、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）が施行されたことを受け、第13条※の規定に基づき、児童がこれまで以上に、楽しく、安心して学校生活を送ることができるよう、本校におけるいじめの防止、いじめの早期発見及び対処（以下「いじめの防止等」という。）の対策を総合的かつ効果的に推進するための基本方針を策定する。

※（法第13条）

学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。

1 いじめの防止等のための基本理念等について

(1) 基本理念

- 全ての児童が学習その他の学校生活を安心して送ることができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにします。
- 全ての児童がいじめを行わず、いじめを認識しながらこれを放置することがないよう、いじめが許されない行為であること等について、児童が十分に理解できるようにします。
- いじめの防止等の行動指針である「うつのみや いじめゼロ宣言」に基づく、児童の自主的な活動を支援します。
- 学校、市、家庭、地域その他の関係者との連携の下、いじめの問題を組織的に克服することを目指します。

(2) いじめの防止等の基本的な考え方

いじめは、何より発生させないことが最も重要であり、発生した場合には、早期に発見し、迅速かつ組織的に対応する必要がある。

① いじめの防止

- ・ 教育活動全体を通して、児童に「いじめは決して許されない」ことを理解させるとともに、思いやりや助け合い、規範意識等の心を育て、望ましい人間関係を築く力の育成を図る。
- ・ 児童が、いじめの問題について正しく理解し、いじめを自分たちの問題として捉え、その解決に向け自主的に行動することができるよう指導する。
- ・ 自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える人間関係を構築する能力を養うために、背景にあるストレスに着目し、ストレスに適切に対処できる力を育む。

② いじめの早期発見

- ・ いじめの早期発見のための体制を整備する。
- ・ 教職員がいじめに対する指導力を高めることができるよう研修の充実を図る。

③ いじめの対処

- ・ 法の趣旨を踏まえ「いじめ対策委員会」を活用していじめを認知し、いじめを把握した場合には、事実確認を正確かつ迅速、組織的に行い、いじめを受けた児童の安全確保を図る。
- ・ いじめを受けた児童・保護者への親身な支援と、いじめを行った児童への背景等を十分理解した上での毅然とした指導、その保護者への助言等を継続的に行う。
- ・ 市や関係機関等との連携を図る。

④ 家庭、地域との連携

- ・ 家庭、地域と密接に連携し、児童を見守り、育む体制の整備に努める。
- ・ 家庭に対し、その保護する児童がいじめを行うことのないよう必要な指導に努めること及びいじめの加害・被害に関わる心配がある場合には学校や関係機関等との連携に努めることについて啓発を行う。
- ・ 地域に対し、児童を見守る取組を推進すること、及びいじめの疑いがある場合には学校や関係機関等への情報提供に努めることについて啓発を行う。

⑤ 関係機関等との連携

- ・ 必要な指導を行っているにもかかわらず、十分な効果を上げることが困難な場合には、警察や児童相談所など関係機関との適切な連携を図る。また、いじめに係る組織を新設・拡充し、組織的対応の強化を図る。

2 学校におけるいじめ防止等の取組について

(1) 組織的な取組

いじめの問題は、特定の教員が抱え込むことなく、組織的に対応することが重要であることから、いじめ等に係る校内組織（「いじめ対策委員会」）を設置する。

なお、いじめの事実確認を行う場合は、本組織を主体とし、必要に応じて関係職員を加えるなどする。また、学校だけでは対応が困難な事案に対しては、教育委員会等との連携を図りながら対応に当たる。

(2) いじめ対策委員会

① 目的

本校教育の具現化を目指して、児童指導の目的が十分達成されるよう各領域間の連絡調整、諸計画の検討と実践及び、いじめ防止対策推進法に基づき、いじめの防止・早期発見、迅速な対応を推進することを目的とする。

② 構成

校長、副校長、教務主任、児童指導主任、各学年主任、養護教諭、特別支援教育主任、特別支援コーディネーター、S C M、関係児童が在籍する学級・学年担任

※その他、事案に応じて関係児童の担任やその他の関係職員、関係機関等を加えるなど、柔軟に対応する。

③ 内容

- ・ いじめの防止等の全体指導計画の立案，改善
- ・ 校内研修会の企画・立案
- ・ 定期的なアンケートの実施（年４回 別に教育相談時２回）結果の分析，共有
- ・ 教育相談（おしゃべりタイム年２回）の実施，結果の分析，共有
- ・ いじめの事実確認
- ・ 指導計画の実施状況の把握と改善
- ・ 幼保小連携による，新入生情報交換

④ 校内研修

- ・ いじめに関する校内研修を実施する。（７月下旬）
- ・ 新聞記事等を参考に，危機意識の高揚を図る研修を適宜実施する。

(3) いじめの防止等の取組

① いじめの防止

「いじめはどの児童にも起こりうる」との認識の下，未然防止の取組の充実を図り，いじめの起こらない環境づくりに努める。

ア 地域学校園内の小・中学校が連携した取組の実施

- ・ 雀宮地域学校園児童生徒指導強化連絡会及び不登校対策委員会
- ・ 地域学校園であいさつ運動の実施（６月，１０月）
- ・ 学校園各校の「生活のきまり」の共通理解・周知徹底・定着
- ・ 卒業生に関する情報交換会の実施（３月）
- ・ いじめゼロ標語の作成と学校間における情報交換，掲示 等

イ 「いじめゼロ強調月間」の取組の実施

- ・ 「いじめ撲滅の標語」を作成し掲示する。
- ・ いじめに関する講話。
- ・ いじめアンケートを定期的に実施する。（年４回）
- ・ 各委員会による「いじめ」の防止に関する各種活動（呼びかけ，読み聞かせ等）
- ・ 昼休みに校内外の巡視を行う。（当番教師が輪番で）
- ・ いじめゼロリボンシールを貼った名札を付ける。

ウ 「宮っ子心の教育」の実施

- ・ 道徳科の授業を通して「生命を尊ぶ心」「人権感覚」「自律心」を磨く
- ・ 人権週間に合わせ，道徳の時間に「いじめ問題」等を題材とした授業を実施
- ・ 体験的活動や実践的活動の行事を通じた道徳的实践力を育成
- ・ 縦割り班の充実・工夫
- ・ 言語環境の整備とあいさつの率先垂範による明るい学校づくり
- ・ 「特別な教科道徳の授業の充実」及び「人権教育の充実」

エ 児童がいじめ根絶に向けた活動を自主的に行うための指導

- ・ 児童会主催による全校あいさつ運動の推進
- ・ 児童会主催によるいじめ防止の標語募集
- ・ 児童会主体の校内放送によるいじめゼロ啓発活動
- ・ 児童会主体のいじめゼロ集会
- ・ 道徳科の授業や学級活動などにおいて、児童自らいじめの問題を自分のこととして捉え、正面から向き合うことができるような、議論などを行う機会や場の設定

② いじめの早期発見

児童が相談しやすい環境を整備するとともに、教職員は児童理解を深め、信頼関係の構築に努める。

ア 児童、保護者への相談窓口等の周知

- ・ いじめ問題に関する各種リーフレットを随時配付
- ・ 些細なことでも、まず第一に担任・学年主任に相談することを周知
- ・ 教委等の定期的なアンケートを通して把握したいじめ問題は、校長・副校長が対応する。

イ 児童への定期的なアンケート調査や教育相談等の実施

- ・ 5月・9月・1月・3月を目安に、年4回の学校生活における実態調査を実施
- ・ 年2回のおしゃべりタイム（教育相談）を通して、全児童から児童の悩み等を聴取

ウ ネットいじめに関する取組

- ・ パソコン、携帯電話、スマートフォンの利用について家庭でのルール作りを要請
- ・ 不適切なサイトへのフィルタリング設定を家庭に啓発
- ・ インターネットに起因するいじめやトラブルの未然防止に向け、「スマホ・ケータイ宮っ子ルール共同宣言 Ver. 2」を活用し、学校及び家庭で適切な使用方法等について考える機会を設け、児童が主体的に判断し、インターネットを使用できるように指導の充実を図る。
- ・ 第6学年では年1回程度、外部講師を招いてネットや情報に関する出前授業を行う。

③ いじめへの対処

事実確認を正確かつ迅速、組織的に行い、被害児童を守り通すとともに、加害児童に対しては、「いじめは決して許されないこと」を毅然とした態度で指導する。

○ いじめが発生した場合には、以下のとおり対応する。

ア 「いじめ等対策委員会」を中心とした事実確認

※被害者、加害者、関係児童から事情を聴くなどして、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や児童の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員の対応状況など、可能な限り、客観的な事実関係の把握に努めるとともに、情報や一連の対応について適切に記録する。

イ いじめを受けた児童・保護者に対する親身な支援と、いじめを行った児童生徒に対する背景等を十分に理解した上での毅然とした指導及びその保護者への継続的な指導・助言等をする。

ウ いじめの解消について

いじめに係る行為が少なくとも3か月止んでいる状態、かつ、被害児童が心身の苦痛を感じていないと、本人及びその保護者に面接等により確認した状態なお、被害の重大性から、解決には3か月以上の期間が必要と判断される場合には、いじめ等対策委員会にて、より長期の期間を設定する。

エ いじめの解決に向けて、いじめ等対策委員会においてスクールカウンセラー等を活用し、教職員が個々のいじめ事案の要因や背景、またその対応を理解。特に、児童への支援や指導において配慮が必要な場合における指導方針などについて、教職員間の共通理解や保護者等と連携する。

オ いじめが犯罪行為として取り扱われるべき場合等の警察への相談・通報する。

カ 必要に応じてスクールソーシャルワーカー等を活用し、市、関係機関等との連携をする。

※ いじめの認知や解消について

- 喧嘩やふざけ合いも背景を調査し、いじめに当たるかどうか適切に判断する。
- いじめが「解消した」と判断するうえで「いじめ行為が止んでいることと（少なくとも3か月を目安）」と「被害児童が心身の苦痛を受けていないこと（被害児童及びその保護者に確認）」を基準とすること。

<いじめられている児童への対応>

※いじめを受けた児童等の教育を受ける権利等が擁護されるように配慮する。（16条の4）

ア 心のケアを図る。

- ・ いじめられている子どもの心情を十分理解し、「絶対に守る」という学校的意思を伝え、スクールカウンセラーを活用して、心のケアと併せて登下校や休み時間、清掃の時間などの安全確保に努める。
- ・ 本人の訴えを真剣に、共感的に受け止め、心の痛みを和らげるとともに、不安の解消を図る。

イ 今後の対応について、ともに考えていく。

- ・ いじめを解決する方法について、話し合って決めていく。本人の意思を無視して強引に解決を進めないように配慮する。
- ・ 保護者との連携を図り、対応策について十分に説明し、了承を得る。必要に応じてスクールソーシャルワーカー等を活用する。
- ・ 児童指導・いじめ防止推進委員会を組織し、指導方針を共通理解したうえで役割分担し、迅速な対応を進める。

ウ 活躍の場や機会を多く設定し、認め、励ます。

- ・ 目標を設定させ、努力する過程で認め、励ます。
- ・ 活躍する場や機会を設定し、達成感や充実感を味わわせる。

エ 温かい人間関係をつくる。

- ・ 子どもに積極的に声をかけ、いつでも相談できる雰囲気をつくる。
- ・ 人間不信に陥らせないため、温かな学級づくりに努める。

＜いじめている児童への対応＞

ア いじめの事実を確認する。

- ・ 感情的になったり決めつけたりせず、冷静客観的に事実と経過を確認する。
- ・ いじめている子が複数の場合は、複数の教師で分担して、同時に事実と経過を聞く。

イ いじめの背景や要因の理解に努める。

- ・ いじめた理由や動機を聴き、本人の心の内を理解する。

ウ いじめられている子の苦しみや心の痛みに気付かせる。

- ・ 相手の苦悩を理解させる。
- ・ 指導は迅速でなければならないが、解決を急ぐあまり、不満感や不信感を残してしまい、さらなるいじめに発展することがないように留意する。

エ 今後の生き方を考えさせる。

- ・ 再びいじめをすることがないように、思いやりの心や規範意識の醸成、人間関係の改善に向けて継続的に指導・援助する。
- ・ 自分の良い面に気付かせ、それを生かせるよう立ち直させる援助をする。

オ 別室での学習

- ・ 必要があると認めるときは、保護者の了解のもと、いじめを行った児童等について、いじめを受けた児童等が使用する教室以外の場所において学習を行わせる等いじめを受けた児童等が安心して教育を受けられるようにする。（第23条の4）

＜周りの児童への対応＞

ア 自分の問題として捉えさせる。

- ・ 見て見ぬふりをしたり、はやし立てたりする行為もいじめと同様であることを理解させる。

イ いじめられている児童の苦しみや心の痛みに気付かせる。

- ・ 観衆や傍観者がいじめられている児童に与える苦痛の大きさを理解させる。

ウ いじめを知らせてきた児童の安全確保を徹底して守り通すことを約束する。

＜家庭との連携＞

ア いじめられている児童の保護者に対して

- ・ 子どもの辛さや苦しさに対して、精一杯の理解を示す。
- ・ 子どもをいじめから守るために、学校は全力を尽くすことを伝える。
- ・ 家庭では、子どもに寄り添いながら親子のコミュニケーションを大切にするよう協力を求める。

イ いじめている子の保護者に対して

- ・ 保護者と面談し、事実関係を丁寧に説明する。
- ・ 一方的に責めるのではなく、その子や保護者の心情にも配慮する。
- ・ いじめの解決には、保護者の協力が必要であることを伝える。

※いじめの当事者の保護者同士の間で争いが起きることのないよう、いじめの事案に係る情報について関係保護者と共有を図る。（第23条の5）

＜関係機関との連携＞

- ア いじめの通報を受けたときや児童等がいじめを受けていると思われるときは、速やかにいじめの有無の確認を行うとともに、その結果を市教委に報告する。（第23条の2）
- イ いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは警察と連携して対処し、児童等の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは直ちに警察に通報し、適切に、援助を求める。（第23条の6）

④ 家庭、地域及び関係機関等との連携

- ア PTA との連携、家庭への啓発
 - ・「児童指導だより」の発行による家庭や地域への啓発活動の充実
- イ 地域との連携
 - ・いじめの疑いがある場合、学校に情報提供してくれるよう地域に依頼
- ウ 関係機関等との連携
 - ・いじめが犯罪行為として取り扱われるべき場合等警察への相談・通報

3 重大事態への対処

いじめにより児童の生命、心身、又は財産に重大な被害が生じた疑いのある事案が発生したとき、もしくは、いじめにより学校を欠席することを余儀なくされている疑いのある事案が発生したときは、いじめ等対策委員会が事実確認を正確かつ迅速、組織的に行うとともに、直ちに市教育委員会に報告する。また、市教育委員会と連携を図りながら事案に対応するとともに、必要に応じて市教育委員会の調査等に協力する。